

第 5125 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 12月 10日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 小型貨物自動車と中小企業投資促進税制

Q：当社は中小企業者ですが、小型貨物自動車を買って、事業に使用したいと思っておりますが、中小企業投資促進税制の適用対象になりますでしょうか？

A：小型自動車は、貨物の運送の用に供されるものであっても、対象にはなりません。

【解説】

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の対象となる車両及び運搬具は、次の①から③までの要件をいずれも満たすものとされています。

- ①道路運送車両法施行規則別表第一に規定する「普通自動車」であること
- ②貨物の運送の用に供されるものであること
- ③車両総重量が3.5トン以上のものであること

この場合の「普通自動車」とは、次の小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車とされていますので、お尋ねの小型貨物自動車が、次の小型自動車に該当すれば、この制度の適用を受けることはできません。

四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが次に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあつては、その総排気量が2.00リットル以下のものに限る）
長さ：4.7m以下、幅：1.7m以下、高さ：2m以下

